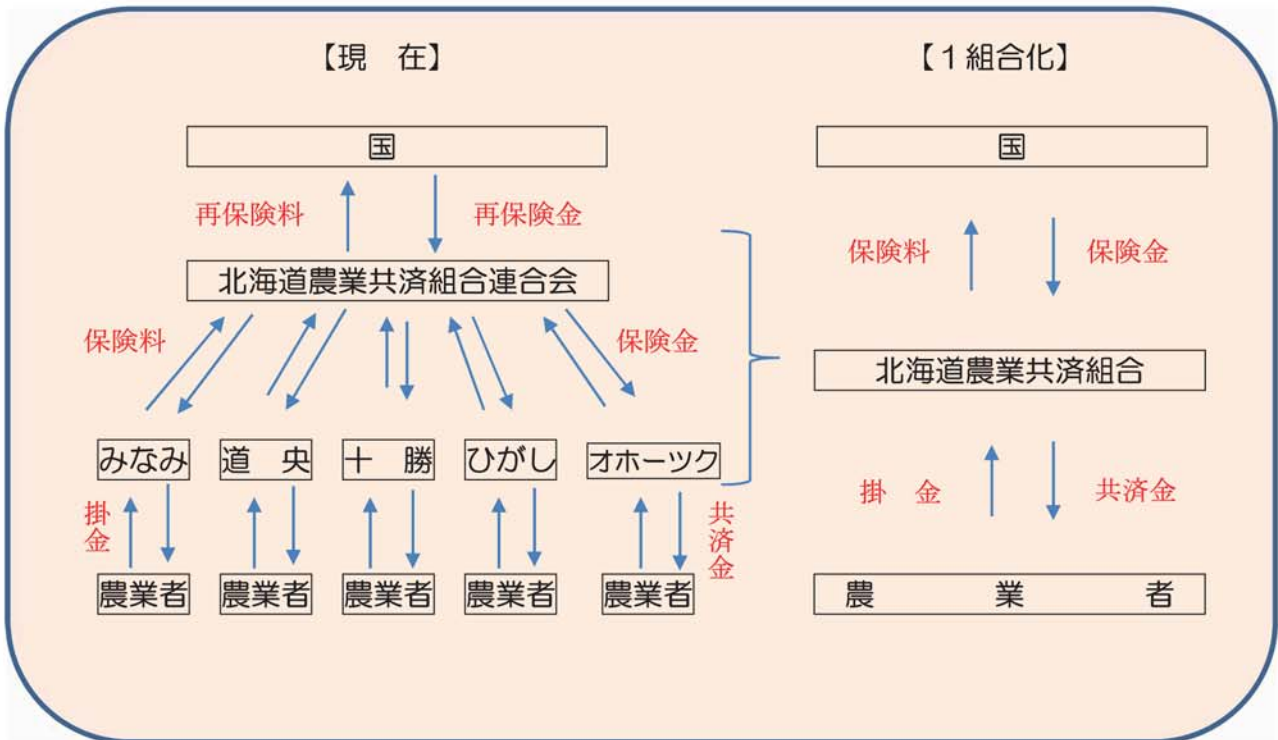


# 1 組合化（特定組合化）とは

本道の農業共済制度は、5つの農業共済組合（みなみ、道央、十勝、ひがし、オホーツク）と道単位の連合会、国の3段階で運営しています。1 組合化とは道内の組合と連合会が合併により1つになることです。



## 合併に係るスケジュール（予定）

- 合併予備契約書及び付帯する事項の覚書の調印 令和3年5月11日（火）
- 合併決議の総代会 5組合が一斉に開催 令和3年5月28日（金）



- \* 合併の決議
- \* 合併予備契約書及び付帯する事項の覚書の承認
- \* 設立委員の選任 設立委員は、新組合の定款等の作成、役員を選任その他設立に必要な行為をします。候補者は、組合員の中から、役員選任の方法に準じて選出します。

各組合では地区別事業推進懇談会や組合広報紙及びホームページで合併の検討状況について随時お知らせいたします。

**北海道農業共済組合特定組合化推進委員会**